

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：マダガスカル国アンタナナリボ都市圏都市開発のための道路網整備に係る情報収集・確認調査(QCBS)

調達管理番号：22a00519

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する「プロポーザル」とに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年2月8日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年2月8日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：マダガスカル国アンタナナリボ都市圏都市開発のための道路網整備に係る情報収集・確認調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年4月～2023年12月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Kojima.Ryoko2@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
アフリカ部 アフリカ第三課
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年2月14日12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年2月21日12時

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

3	質問への回答 2月17日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 2月 21日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年 2月 27日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額（電子入札システムへ送 信）、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2023年 3月 3日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 3月 22日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内 （連絡先： e-propo@jica.go.jp ）

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者
とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に
規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認
することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成
し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社
の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約
は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼くだ
さい（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. （3）日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口 宛 (outm1@jica.go.jp)
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。

- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(千円未満切り捨て。消費税は除きます。)を、上記4. (3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及び

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号)_(法人名)_見積書
[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\text{① (価格評価点)} = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{② (価格評価点)} = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.(2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額(N)：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.(3)日程に記載の日時に開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格とさせていただきます。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「マダガスカル国アンタナナリボ都市圏都市開発のための道路網整備に係る情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

マダガスカル共和国（以下「当国」）は、人口2,769万人を擁し、一人当たり国民総所得は480ドルの世界最貧国のひとつである（2020年、世銀）。内陸に位置する首都アンタナナリボは、人口約300万人を有する政治経済の中心地であり、第2の都市トアマシナは、同国内最大の商業港を擁する人口約50万人の都市である。これら2都市と、両市を結ぶ全長369キロメートルの国道2号線は、当国の成長を牽引する基幹都市・幹線であり、TaToM（アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸）と呼ばれている。我が国は、このTaToM経済都市軸の包摂的かつ持続的な経済成長を支援すべく、開発計画調査型技術協力「アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸（TaToM）総合開発計画策定プロジェクト」（2016-2019年）を実施し、TaToMの総合開発計画の策定を支援した。

同計画の中でも特にアンタナナリボ市の開発計画の実施は急務となっている。同市の人口は、現在の300万人から2033年には420万人に増加すると予測されており、急激な都市化対策が必要になっている。そのうち特に道路インフラ整備は最大の課題となっている。同市中心部は、東部トアマシナ港（国道2号線）だけでなく、北部マジュンガ港（国道4号線）、南部トゥリアラ港（国道7号線）と連結するが、市内道路網が未整備であるため市内各所で激しい渋滞が発生している。特に、昨今整備が進んでいる中環状道路上に位置するアングルンジャー

ノ交差点から西側に国道 4 号線、国道 1 号線と順に連結可能となる西部延伸道路の整備が急務となっている。また、市内北東部において開発が進んでいる工業地帯とトアマシナ港間の物流輸送を円滑にするための国道 2 号線と国道 3 号線を外環状で連結するバイパス整備も課題となっている。さらに、人口増加が顕著な市内南側にある新都心地区から中心部への交通渋滞を緩和するための道路拡幅や BRT (Bus Rapid Transit) 導入等の整備も施策案として挙げられている。

上述の 3 区間 (7 事業) の道路インフラ整備は、昨今当国政府が同市の TaToM 総合開発計画の優先事業として掲げており、都市交通の円滑化及び物流機能活性化を図ることで、都市開発にも大きく貢献できることが期待される。また、都市開発を促進することで、民間企業投資にも大きな弾みになり、中長期的な経済発展も望まれることが期待されている。

現在、同市内では政府や様々な機関による都市開発及び運輸交通開発の構想があり、上述の事業に対する JICA 有償資金協力の妥当性や優先順位の検討等に係る情報収集が必要な状況である。

第3条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査は、アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸（TaToM）総合開発計画で掲げるアンタナナリボ都市圏の優先事業である主に3区間7事業（下記第4条（2））に係る最新の都市開発・運輸交通分野の計画・実施状況等の確認、各事業関連地区の交通量・交通インフラ運用状況等の情報・データ収集、並びに将来交通需要予測等を行う。同調査に基づき、各事業の妥当性や実現可能性等について、技術的・経済的・社会的側面等から総合的に検証することを目的とする。

(2) 調査対象機関

マダガスカルの国土整備省、公共事業省、その他都市開発・運輸交通・インフラ整備に係る関係省庁機関、財務省、他ドナー機関、アンタナナリボ都市圏の交通事業者等を想定。その他、適切な対象機関があれば調査対象機関として含めること。

(3) 調査の範囲

本調査は、「第3条（1）調査の目的」を達成するため、「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「第6条 報告書等」に示す報告書等を作成する。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 既存資料の十分な活用と効率的な調査の実施

これまで我が国の対マダガスカル支援では、開発計画調査型技術協力「アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸（TaToM）総合開発計画策定プロジェクト」、無償資金協力「国道二号線におけるマングル橋及びアンツァパザナ橋改修計画」による道路整備等が行われてきた。本調査の実施にあたっては、これら実施済み・実施中の事業における既存資料・データ（衛星画像・DEM、GIS・夜間光情報、ビッグデータ等を含む）を最大限活用し、内容の整合性や更新の可否等を確認しつつ、効率的な作業を行うこと。

(2) 調査対象のアンタナナリボ都市圏のTaToM優先事業

本調査で主に対象とする事業は、TaToM 優先事業リスト（報告書第10章）の中でも、現在国土整備省が最優先として挙げる下記のアンタナナリボ都市圏内の3区間7事業とする。また、整備優先順位を含む検証を行う中で、本調査の主な対象としている下記事業と同等もしくはそれ以上に妥当性が高い可能性のあ

る代替事業案がある場合は、速やかに発注者に対し本調査の中で提案すること。
 (但し、アンタナナリボ都市圏内の運輸交通インフラ事業案に限る)

「アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸 (TaToM) 総合開発計画策定プロジェクト最終報告書」 (2019年1月英語版)

(報告書 URL) :

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_409_12340725.html

区間	事業 #	事業名
① 西部中環状道路	A-R-01	Project for Construction of 4-lane Road between Ankorondrano and Andranonahoatra
	A-R-02	Project for Construction of 4-lane Road between Ampitatafika and Andranonahoatra
	A-R-03	Project for Construction of Primary Arterial Road between NR4 and Hydrocarbon Road within Ankorondrano Primary Urban Centre
	A-R-04	Project for Construction of a Flyover at Ankorondrano Intersection of Hydrocarbon Road and Marais Masay Road
② 北東部外環状道路	A-R-05	Project for Construction of Ambodifasina - Sabotsy Namehana Section of the Outer Ring Road between Tsarasaotra Road and NR3
	A-R-06	Project for Construction of Ambohimalaza - Namehana Section of the Outer Ring Road between NR3 and NR2
③ 南北基幹道路	A-R-10	Project for Construction of Over Canal Road between Tanjombato and Ankorondrano

(3) 都市計画の視点

TaToMにおいては、都市計画策定における広い視点から、目指すべき都市構造を定め、そこに至る変化の道程をシナリオとして描いた上で、各分野の優先事業群をフェーズごとに設定している。従い、運輸交通分野の優先事業群も、その目的は目下の交通渋滞の解消だけではなく、都市の開発を促す基礎としての道路を、いわば先行投資のような形で整備する目的も含まれている(各事業によりそのバランスに差異はある)。

本調査実施においても、都市計画の推進を単なる運輸交通整備事業に矮小化しないよう、都市交通計画面からの視点だけでなく、都市開発計画面からの視点やTaToMの十分な理解が求められる。

(4) 最新の運輸交通及び都市開発の開発計画・実施に係る状況確認

現在アンタナナリボ市では多様な運輸交通分野の開発や都市開発が計画、一部実施されている。例えば、市内ケーブルカー建設、都市鉄道整備、ウェスト・アンタナナリボ・エクスプレスウェイ建設、同国初のアノシザート立体交差化計画等が挙げられる。また、アングルンジャーノ交差点西側の石油貯蔵タンク移転計画、同交差点後背地の新市街地整備計画、湿地帯埋立計画、イクパ川西岸ニュータウン構想等の土地利用計画も策定されている。市内では様々な都市開発・運輸交通の計画があるため、最新の計画・実施状況を十分に確認すること。

(5) 他ドナー（世銀、AfDB、EU、AFD等）の最新の運輸交通支援の動向確認

当国の道路インフラ整備には、他ドナー（世銀、AfDB、EU、AFD等）の支援で実施されてきたものが多い。特に、東部中環状道路（2021年6月開通）を支援した欧州連合（EU）・フランス開発庁（AFD）・欧州投資銀行（EIB）が引き続きアングルンジャーノ立体交差及び西部中環状道路延伸事業の計画を検討しているため、特に同事業の進捗状況を確認すること。その他、他ドナー支援による市内での運輸交通分野での計画・実施状況についても聞き取りを通じて、最新の情報を収集すること。また、協調融資等、他ドナーと協力して実施する可能性も念頭に情報収集を行うこと。

(6) 交通実態調査（現地再委託）及び将来の交通需要予測

将来の交通需要予測のためには、道路各区分（特に混雑区分及びその周辺の分岐線上の区分）の交通量の現況とともに、市内の都市開発計画、都市交通計画、人口統計、人流・物流の概況及び人流量・物流量の推移、産業構造等を踏まえることが必要である。こうした将来の交通需要の具体的な予測方法をプロポーザルにて提案すること。なお、本件調査では、中環状道路及びその延伸予定区分が通過する都市部外縁部の各区分において、放射道路との交差点を中心にスクリーンラインを定め、方向別・時間帯別・車種別交通量を計測するほか、主として放射・環状道路に沿って旅行速度・渋滞長、あるいは主要なバスターミナル等でのインタビュー調査を含む公共交通調査（旅客流動調査）を実施する前提であるが、貨物流動調査・軸重調査を兼ねた抽出ベースのインタビュー調査を含む近郊部外縁部でのコードンライン調査、あるいは都心部外縁部他での平均乗車人数を把握するためのスクリーンライン調査他を別途定める必要性の可否と共に、画像解析による自動観測、あるいはビッグデータ等の利活用の可能性について、プロポーザルにて提案すること⁴。なお、交通実態調査についてローカルコンサ

⁴ 再委託費は第3章「4. 見積書作成にかかる留意事項」の（3）により定額を計上の上、上限額を超える提案を企画する場合は、その提案内容に即した別見積もりを別途提出すること。

ルタント他に再委託する場合でも、適正な質の確保は必要であり、適切なローカルコンサルタントの業務監理方法のほか、調査項目毎の適切な投入量（観測箇所数・日数・時間帯・車種区分、人数・格付・人月数、等）の目安について代替案をプロポーザルにて提案すること。

（７） 開発効果の予測

上記（６）等も踏まえ、優先事業候補に関する開発効果（定量的・定性的）の予測を行うこと。渋滞解消や物流改善といった直接的な効果だけでなく、アンタナナリボ都市圏及びマダガスカル経済発展においてどのような波及効果が見込まれるか把握・評価できる適切な指標や分析方法を検討の上、本調査の中で提案すること。

（８） 交通調査と需要予測のデータも用いた各事業の総合的な妥当性検証

TaToMにおいて、運輸交通分野の優先事業群策定にあたり、十分な交通調査と需要予測のデータに基づき各事業の妥当性の検証を行ったかという点、予算と時間の制約もあり、必ずしもそうではない。また、技術的・社会的側面についても、簡易的な検証に留まっている。他方でTaToMを踏まえて、先方政府が自己資金あるいは他ドナーの協力を得て実施した都市交通計画に係るFS報告書が複数存在するため、これらFS報告書のレビューに基づき、各事業の総合的な妥当性検証に利活用できる可能性がある。本調査では、上記（６）等も踏まえ、人流・物流に係る需要面を検証すると共に、大まかな事業デザインを行い、技術的に事業の実施が致命的に困難になる要素がないかを確認する。また、可能な範囲で用地取得を想定する用地箇所・規模、用地取得の現実性やタイムライン、地籍図の有無を確認し、事業の妥当性の総合的な検証を行い、事業化に進む場合の次のステップである協力準備調査の対象とするか否かを判断する材料を揃えるものとする。

（９） 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の感染症流行を踏まえた調査計画の策定

世界的にCOVID-19の感染拡大が続いている中、現在、マダガスカルではコロナに関する入国制限はない。他方、本調査の実施段階におけるCOVID-19の流行状況を現時点で予測することは困難であり、状況によっては渡航措置が行われている可能性もあることから、必要に応じて現地JICA事務所が定める対応手順に従うこと。また、調査実施期間中、マダガスカル政府の措置ないし発注者の安全対策措置により、マダガスカルへの渡航自体が不可能な状況が生じる可能性

もあることから、そのような場合のバックアッププランについても検討し、プロポーザルで提案すること。

(10) 関係者への情報共有

本調査の実施に当たっては、発注者及び JICA マダガスカル事務所等と連絡を随時行い、調査進捗状況の報告は、資料を用いて効果的・効率的な報告とすること。また、本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む）について先方政府に提示する場合には、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について了承を得るものとする。さらに、各段階のレポート提出時、その他マダガスカル政府関係機関と書面にて確認すべき事項が生じた場合は、発注者及び JICA マダガスカル事務所とも事前相談の上、必要に応じて協議内容を議事録に取りまとめ、先方との意思疎通が確実なものとなるよう留意すること。その他、マダガスカル政府への説明や協議に際しては、本調査において検討する方策はあくまで調査団が技術的見地から提案するものであり、日本政府や発注者による協力の提案や実施のコミットを意味するものではないことを明示し、マダガスカル政府関係者に本調査結果がそのまま協力事業として認識されないよう十分留意すること。

第5条 調査の内容

【国内作業（2023年4月頃）】

(1) 事前準備及びインセプション・レポートの作成、先方関係機関への調査内容の説明、発注者との協議

① 関連資料、関連政策・計画の情報収集・整理と現状分析

以下の項目において、既存文献、報告書等による情報収集と分析を行い、現地調査の内容精査や課題確認を行う。また、現地で更に情報収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

a. マダガスカル国の経済・社会の現状と課題：

最新マクロ経済指標／産業別、人口動態、所得分布、経済構造、貿易量、人流・物流、自動車登録台数、都市化データ等

b. 運輸交通・都市開発分野に係る政策・戦略：

国家開発計画での運輸交通（特に道路）分野の位置づけ、都市交通 MP 等の開発計画・事業戦略等

- c. **アンタナナリボ都市圏の運輸交通全般の概要（体制・運営、インフラ整備）：**
 実施体制・実施能力状況（業務計画、組織体制、財務・予算執行状況、維持管理体制等）、公共交通の種類・運営状況、公共交通需要、交通分担率、異なる交通モード間の結節点、道路・橋梁・都市鉄道・ロープウェイ・物流集積所等のインフラ整備計画と実施状況等
- d. **アンタナナリボ都市圏の道路分野の詳細情報（体制・運営、インフラ整備）：**
 実施体制・実施能力状況（業務計画、組織体制、財務・予算執行状況、維持管理体制等）、道路網・道路状態・維持管理状況、交通管制・法律等の規制内容と運用（道路・橋梁・河川構造令、許容される荷重・諸元寸法等）、自動車保有率、交通混雑の現況、交通安全・道路安全対策等（優先事業サイト及びその周辺の道路・橋梁の整備・維持管理状況は詳細に調査すること）
- e. **アンタナナリボ都市圏での運輸交通・都市開発分野の公共事業の最新計画・実施状況：**
 事業計画・予算（対外借入等含む）、実施状況、実施体制（維持管理）等
- f. **アンタナナリボ都市圏での他ドナーによる運輸交通・都市開発分野の最新計画・実施状況及びそのレビュー：**
 事業計画・予算、戦略、実施状況、実施体制（維持管理等）、各種報告書のレビュー（第3章2（4）参照）
- g. **案件形成に必要な既存情報：**
 各種地図（衛星画像、地形図、地質図、地籍図等）、地下埋設物・地上構造物・架空占有物情報、設計基準・建設工事・土地制度等の関連法令、技術基準（道路・橋梁・河川）、建設物価指数・正規登録建設業者情報、既存の自然条件調査・交通調査、環境社会配慮関連フロー（環境影響評価、用地取得・住民移転計画の作成主体と承認機関及びそのプロセス等）等
- ② **インセプション・レポート（案）の作成**
 調査の基本方針、方法、項目内容、実施体制、スケジュール等を検討し、調査の実施工程を含む調査計画をインセプション・レポート（案）として作成する。その際、上記①の関連資料の分析・検討結果を含んだ調査全体

の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。また、現地調査に向けた、質問票、現地調査開始に必要な資料を作成する。

インセプション・レポート（案）の内容は、以下のとおり。

- ・ 調査の背景、経緯
- ・ 調査の目的
- ・ 調査の方針
- ・ 調査の内容と方法（作業項目、手法）
- ・ 作業計画（作業工程フローチャート、日程等）
- ・ 調査員の作業および作業期間
- ・ 調査実施体制（現地の体制、国内支援体制）
- ・ 提出する報告書とその目次案
- ・ 発注者への便宜供与依頼事項

③ インセプション・レポート（案）の最終化、説明・協議

現地調査開始前に発注者が開催する事前会議にて、インセプション・レポート（案）の内容を説明し、コメントを取り付ける。同コメントを受けて、インセプション・レポートを最終化し、発注者の承認を得る。なお、マダガスカル政府機関及び在外公館・事務所へのインセプション説明資料として、インセプション・レポートの要旨をまとめた資料（仏語、Power Point形式）を別途作成すること。これらの内容について発注者に説明し、協議する。

【第1回現地調査（2023年5月～2023年7月頃）】

(2) インセプション・レポートの説明・協議

現地マダガスカル政府関係機関及び在外公館・事務所に対し、事前会議の結果等を踏まえ最終化したインセプション・レポートの説明・協議を実施する。特に、本調査の概要、実施方法、実施体制等を共有する。マダガスカル政府側からの要望で可能なものは調査計画に反映し、対応が難しいものは発注者と相談する。

(3) 現地踏査・関係機関との面談による情報収集・整理

対象サイト周辺の現地踏査を行い、政府関係機関、交通事業者、民間企業、ドナー等と面談をし、上記の第5条（1）①a.～g.についての情報収集及び意見交換を行う。在外事務所には、初回面談のアポイントや質問票配布等の支援を行うことも可能なので、前広に相談する。

(4) 交通実態調査の実施

最新の FS 報告書二点を参考に対象サイト地域での現況交通実態（断面交通量（方向・車種・時間帯別）、旅行速度・渋滞長、方面別公共交通利用状況、物流量、等）を調査する。整理にあたっては、過去トレンド並びに季節変動や曜日変動の影響についても可能な限り確認する。本調査は現地再委託で実施する。地点や詳細な調査方法については プロポーザルで提案すること。

(5) インテリム・レポートの作成・協議

以上の調査結果をインテリム・レポート（案）として取りまとめ、発注者及び関係部署と会議（オンライン可）を開催し、内容説明・協議を行う。協議の結果を受けて、インテリム・レポート（案）を最終化し、発注者の了承を得る。

【国内作業（2023 年 8 月～10 月頃）】

(6) 将来の交通需要予測の実施

最新の FS 報告書二点に係るレビュー結果と交通実態調査を基に、交通流動の現況解析・再現性の確認を行い、次に把握した情報等に基づく社会・経済フレームの予測、及び将来の幹線道路網整備計画等から、区間毎の利用交通機関別交通需要について、今後 30 年程度について、短期・中期・長期目標年毎に予測する。

(7) 課題分析

調査を通じて、アンタナナリボ市の都市計画を踏まえた都市運輸交通・物流円滑化を促進するための事業実施の課題分析を行う。その際、当国政府が挙げる上記の TaToM 優先事業 3 区間 7 事業の他、調査対象地域内での追加の道路インフラ協力事業がある場合は共に情報整理・課題分析を行う。

- ① 都市運輸交通（特に道路分野）の課題分析・整理及び中長期的なアプローチ施策
- ② TaToM 優先事業 3 区間 7 事業の課題分析:事業毎に以下の内容を含める。
 - a. 事業概要
 - b. 開発計画との整合性
 - c. 課題と実施意義
 - d. 想定される実施・運営及び維持管理体制（体制面・技術面・財務面）
 - e. 事業実施スケジュール案

- f. 想定事業の概算額（試算レベル）（対象建設物別）
 - g. 想定事業の受益者（直接受益者及び最終受益者とおおよその人口）
 - h. 想定される架設ヤード用地等を含むサイト候補地・代替ルート案
 - i. 想定される事業リスク（用地買収の難易度や住民移転の多寡を含めて代替ルート案との比較検証を含む）
 - j. 活用が期待される本邦技術・DX等
 - k. 他ドナーとの連携の可能性検討等
- ③ 別途提案事業のリスト作成及び課題分析（別途提案がある場合）：上記 TaToM 優先事業以外でアンタナナリボ都市圏の抱える都市運輸交通・都市開発計画の課題を解決するため道路インフラ事業の提案を行う。事業毎に上記②a.～k.の内容を含める。

(8) 協力事業支援シナリオの提案

上記（7）を踏まえて、TaToM 優先事業・別途提案事業から最優先事業候補への絞り込みを行う。TaToM 優先事業及び別途提案事業リストについて、実施機関の実施能力（予算、体制、技術力、等）が十分あるとの大前提のもと、①開発効果、②投資効率、③環境社会配慮、④ライフサイクルコスト・DX等活用・本邦技術等の観点からの有償資金協力事業の実現可能性を検討し、発注者と協議の上、最優先事業候補を絞り込む（ショートリスト（案）作成⁵／最大5件）。最優先事業候補の事業計画について、その性質に応じて以下の評価分析を行う。また、マダガスカル政府関係機関とオンラインにて協議を行い、フィードバックを得る。

- a. 案件実施及び効果発現までの所要期間
- b. 経済効果・財務分析：中央・アンタナナリボ市政府の財務負担能力を踏まえた事業計画の実施の妥当性評価
- c. 事業効果分析：事業計画の導入効果について分析し、社会経済的視点からの妥当性評価
- d. 定量的効果分析：指標名、基準値、目標値、目標値の対象年等及び定性的効果指標の提示

(9) ドラフト・ファイナル・レポートの作成・協議

以上の調査結果をドラフト・ファイナルレポート（案）として取りまとめ、発注者及び関係部署と会議（オンライン可）を開催し、内容説明・協議を行う。協

⁵ ショートリスト（案）絞り込み時の選定クライテリア及びスコアリング手法については、プロポーザルにて提案すること。

議の結果を受けて、ドラフト・ファイナル・レポート（案）を最終化し、発注者の了承を得る。

【第2回現地調査（2023年11月頃）】

（10）ドラフト・ファイナル・レポートの説明・協議

マダガスカル政府関係機関等に対し、ドラフト・ファイナル・レポートの内容を説明・協議する。この際、当該レポートに記載の提案はあくまで調査団として技術的見地から行うものであり、日本政府や発注者による協力の提案や実施のコミットを意味するものではないことを資料上に明記すると共に、口頭でも明確に伝え、マダガスカル側関係者に本調査結果がそのまま協力事業として認識されないよう特に留意すること。

【国内作業（2023年12月頃）】

（11）ファイナル・レポートの作成・提出

ドラフト・ファイナル・レポートに対する関係者からのコメントを踏まえ、レポートを改定し、ファイナル・レポートとして提出する。

第6条 報告書等

（1）成果品・報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち本契約における成果品は⑤ファイナル・レポートとし、提出期限は2023年12月末を予定している。各報告書のマダガスカル政府への説明・協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得ること。

作成・提出する報告書等は以下のとおり。①、②、③、④の電子データ形式での提出は電子メールやGIGAPODを通じた提出を可とする。⑤の電子データ形式は、CD-ROMでの提出を必須とする。

① 業務計画書（契約約款第2条及び共通仕様書第6条に基づくもの）

- ・ 記載事項：共通仕様書の規定に基づく。
- ・ 提出時期：契約締結日から起算して10営業日以内
- ・ 提出部数：電子データ（和文）（PDF形式、Word形式）

② インセプション・レポート

- ・ 記載事項：「第5条 調査の内容」（1）②
- ・ 提出時期：2023年4月末を想定
- ・ 提出部数：電子データ（和文・英文・仏文）（PDF形式、Word形式）

③ インテリム・レポート

- ・ 記載事項：提出時までの調査結果
- ・ 提出時期：2023年7月末を想定
- ・ 提出部数：電子データ（和文）（PDF形式、Word形式）
- ④ ドラフト・ファイナル・レポート
 - ・ 記載事項：提出時までの調査結果
 - ・ 提出時期：2023年10月末を想定
 - ・ 提出部数：電子データ（和文・英文・仏文）（PDF形式、Word形式）
- ⑤ ファイナル・レポート
 - ・ 記載事項：調査結果全体成果
 - ・ 提出時期：2023年12月末を想定
 - ・ 提出部数：製本（和文5部、英文5部、仏文5部）、及び電子データ（CD-Rは、和文版・英文版・仏文版全てのデータを1枚にまとめたものを10枚）

※ ファイナル・レポートは、一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易版を作成し、調査終了後速やかに公開するもの。具体的な削除対象箇所については、別途発注者と十分に協議の上決定する。

（2） その他提出物

- ① 議事録等：マダガスカル政府との各調査報告説明、協議に係る議事録を作成し、速やかに発注者に提出すること。また、発注者等及び受注者が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、関係者に内容の確認等を行った上で、実施日を含む5日以内を目安に発注者に提出すること。
- ② 調査結果概要（Power Point）：本調査の概要を取りまとめた資料（Power Point）をファイナル・レポートの内容に即して作成し、発注者に提出する。写真、図説等を使用し、簡潔かつ明瞭なデザインを検討する。
- ③ 収集資料：本業務を通じて収集した資料及びデータを項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA様式による収集資料リストを付して提出。交通需要予測データ（現況再現データを含む）については、JICA-STRADAフォーマット仕様での提出を標準とする。
- ④ デジタル画像：本調査を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、①対象地域の現状が明確に把握できるもの（既存道路及び周辺の状況、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等が実施した案件等）等を収めるとともに、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては

「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付する。写真の著作権については機構に帰属するものとし、広報用素材として発注者の各種媒体への活用を想定しているため、肖像権の許諾等についても事前に取り付けたもののみを格納すること。

- ・ 提出時期：ファイナル・レポートの提出時
 - ・ 提出部数：電子データ 2 部（jpeg ファイル形式）
- ⑤ 調査業務報告書：発注者の規定により、調査業務月報を添付した月例の業務報告書を翌月 15 日までに発注者に提出する。
- ⑥ 再委託契約の成果品：再委託契約により実施した交通量調査等の成果品について発注者へ提出する。
- ⑦ その他：上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、発注者が必要と認め書面により報告を求める場合には、速やかにこれに対応すること。

（3） 報告書の印刷・電子化仕様

報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020 年 1 月）」を参照すること。なお、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英・仏文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、国際的に通用する英・仏文報告書を作成するとともに、必ず当該分野の経験・知見とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

（4） その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- ・ 各調査報告書は、その内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ・ 各調査報告書には、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、上記（2）②のとおり、調査結果概要を Power Point にて 10 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約、英仏文サマリーの最初の部分に入れること。
- ・ 各調査報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前に発注者に提出し、承諾を得ること。
- ・ 調査報告書で引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。
- ・ 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ・ 調査報告書が特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照

- 合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- ・ 調査報告書の作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。

別紙 2 : 報告書目次案

報告書目次案（未）

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、発注者と適宜協議の上、調査を行うものとする。

調査結果要約

地図

写真集

1. 調査の概要
 - (1) 調査の背景
 - (2) 調査の概要（目的および対象地域）
 - (3) 調査団と調査工程（調査団の構成およびスケジュール）
 - (4) 調査結果の概略
2. マダガスカル国の経済・社会の現状と課題
3. マダガスカル政府の運輸交通・都市開発分野の政策・戦略
4. マダガスカル政府の運輸交通分野の体制・運営、インフラ整備
 - (1) アンタナナリボ都市圏の都市運輸交通（全般）
 - (2) アンタナナリボ都市圏の道路交通分野（詳細）
5. アンタナナリボ都市圏での運輸交通・都市開発分野の事業進捗・最新計画
 - (1) 同分野の公共事業進捗状況・最新計画
 - (2) 同分野の他ドナーの支援状況・最新計画
6. 交通実態調査及び将来の交通需要予測の実施
 - (1) 交通実態調査結果（過去トレンドを含む）
 - (2) 将来の交通需要予測（短期・中期・長期目標年）
7. アンタナナリボ都市圏の都市開発のための道路インフラ整備の課題分析
 - (1) 都市運輸交通（特に道路交通分野）の課題分析・整理及び中長期的なアプローチ施策
 - (2) TaToM 優先事業毎の概要・課題分析
 - (3) 別途提案事業のリスト作成及び事業毎の概要・課題分析
8. 協力事業支援のシナリオの提案・提言
 - (1) 最優先事業候補リスト（スコアリング結果含む）の事業計画
 - (2) 最優先事業候補毎の評価分析（案件実施意義及び効果発現までの所要期間、経済効果・財務分析、事業効果分析、定量的効果分析等）
 - (3) 今後の協力方針への提言

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を上限額に収まる範囲においては本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。上限額を超える代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	区間別現況交通の再現及び将来交通需要予測の具体的な手法、現地コンサルタント、大学関係者等の活用方法、並びに画像解析・ビッグデータの利活用の可能性を含むコスト縮減策に係る複数案の提示と各々の投入量(経費)の目安	第5条 調査の内容 (4) 交通実態調査の実施、及び(6) 将来の交通需要予測の実施
2	TaToM優先事業・別途提案事業から最優先事業候補への絞り込み(ショートリスト(案))の選定クライテリア及びスコアリング手法	第5条 調査の内容 (8) 協力事業支援シナリオの提案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：都市開発・都市交通計画に係る調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／都市交通計画
- 都市計画・土地利用計画

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 4.5 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／都市交通計画）】

- ① 類似業務経験の分野：都市交通計画に係る調査業務、有償資金協力案件形成に係る調査業務
- ② 対象国及び類似地域：全開発途上国
- ③ 語学能力：英語または仏語（仏語がより望ましい）
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：都市計画・土地利用計画】

- ① 類似業務経験の分野：都市計画・土地利用計画に係る調査業務
- ② 対象国及び類似地域：全開発途上国
- ③ 語学能力：英語または仏語（仏語がより望ましい）

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程（案）

時期 項目	2023											
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
国内準備作業												
(1) 事前準備及びインセプション・レポートの作成、先方関係機関への調査内容の説明、JICAアフリカ部との協議		▲										
第1回現地調査												
(2) インセプション・レポートの説明・協議												
(3) 現地踏査・関係機関との面談による情報収集・整理												
(4) 交通実態調査の実施												
(5) 将来の交通需要予測の実施												
(6) インテリム・レポートの作成・協議						▲						
国内作業												
(7) 課題分析												
(8) 協力事業支援シナリオの提案												
(9) ドラフト・ファイナル・レポートの作成・協議										▲		
第2回現地調査												
(10) ドラフト・ファイナル・レポートの説明・協議												
国内作業												
(11) ファイナル・レポートの作成・提出												▲

2023年4月頃より業務を開始し、4月末日途にインセプション・レポートを提出。2023年5月から7月頃まで現地調査を行う。2023年7月末までにインテリム・レポート（案）を提出する。2023年8月から10月頃まで国内作業を行う。2023年10月末までにドラフト・ファイナル・レポートを作成・提出し、関係者に対する調査結果報告会を開催する。

関係者からのコメントを踏まえ、2023年12月末までにファイナル・レポートを作成、提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 15人月（現地：9人月、国内：6人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／都市交通計画（2号）
- ② 都市計画・土地利用計画（3号）
- ③ 道路計画
- ④ 橋梁計画
- ⑤ 交通調査・需要予測
- ⑥ 事業・組織計画・経済財務分析

3) 渡航回数を目途 全8回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタン等）への再委託を認めます。

- 交通実態調査（交通補完調査、資料収集等）

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- MINISTÈRE DES TRANSPORTS ET DE LA MÉTÉOROLOGIE 「RAPPORT FINAL : ETUDE DU SCHÉMA DIRECTEUR DU TRANSPORT DANS LA VILLE D'ANTANANARIVO」 Décembre 2021
- Ministère Auprès de la Présidence en Charge des Projets Présidentiels 「L'aménagement du Canal Andriantany」

2) 公開資料

- マダガスカル共和国「アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸(TaToM)総合開発計画策定プロジェクト」関連報告書類
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12340709.pdf>
https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_409_12340725.html
https://openjicareport.jica.go.jp/618/618_409.html
- マダガスカル共和国「国道7号線バイパス建設計画基本設計調査報告書」（2001年12月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000004296.html>
- マダガスカル共和国「アンタナナリボ・トアマシナ間経済都市軸橋梁整備計画準備調査報告書(先行公開版)」（2019年5月）
https://openjicareport.jica.go.jp/615/615/615_409_12340089.html

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

本調査は、マダガスカル政府からの要請に基づく調査ではないため、マダガスカル政府からの便宜供与は想定していない。アポイントメント等取り付けは受注者が行うこととするが、効率的なコミュニケーション、情報収集のため、JICAから関係機関へレターを発出する等、調査への働きかけを行うことも必要に応じて検討可能である。その場合、レター案をドラフトした上で、事前にJICAへ相談すること。

（6）安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAマダガスカル事務所、在マダガスカル日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

64,703,000円（税抜）

なお、定額計上分 22,000 千円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めません。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える提案に関する経費
- 6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目	
1	資料等翻訳費	「第2章 特記仕様書案 第5条 調査の内容(1)① 関連資料、関連政策・計画の情報収集・整理と現状分析」	7,000,000円	現地で入手した資料の仏日翻訳。	一般業務費	資料等翻訳費
2	交通実態調査に係る経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	15,000,000円	交通補完調査、資料収集等に係る調査費用一式	再委託	現地再委託費

(5) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒アディスアベバ⇒アンタナナリボ（エチオピア航空）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

特になし。

別紙4：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／都市交通計画</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>都市計画・土地利用計画</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

以上